

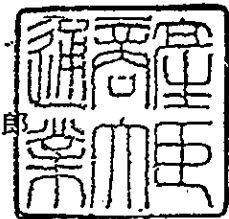
通 商 産 業 省

6立第1965号

平成6年9月30日

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準
等について

通商産業大臣 橋本 龍太郎



金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）に基づく通商産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、行政手続法第6条の規定による標準処理期間及び行政手続法第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項の規定による指定鉱害防止事業機関の指定

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項の規定による指定鉱害防止事業機関の指定に係る審査基準は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第18条及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法の運用について（5立局第278号）」（別添）第10項のとおりとする。

2. 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処分名	標準処理期間
金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第1項の規定による指定鉱害防止事業機関の指定	1 月

3. その他

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第21条第1項、第22条、第23条第1項及び第24条の規定による指定鉱害防止事業機関に関する許認可については、現在、指定鉱害防止事業機関の指定は行われておらず、これから指定鉱害防止事業機関の業務規程等について検討を行うため、業務規程等が規定され次第すみやかに作成するものとする。

第2 不利益処分

- (1) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第21条第3項の業務規程の変更命令は、同法第21条第3項に基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (2) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第25条の指定機関の役員の解任命令については、同法第25条に基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (3) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第27条第1項、第2項の適合命令については、同法第27条に基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (4) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第28条の指定の取消し、業務の停止命令については、同法第28条に基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）（抄）

（指定の基準）

第18条 通商産業大臣は、第16条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- (1) 鉱害防止業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が鉱害防止業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (3) 鉱害防止業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて鉱害防止業務が不公正になるおそれがないものであること。
- (4) その指定をすることによつて鉱害防止業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の運用について（5立局第278号）（抄）

10. 法第18条関係（指定の基準）

- (1) 法第18条第1号に規定する「技術的能力」とは、鉱害防止業務に関する専門的知識を有する者、鉱山における坑排水の処理に従事した経験を有する者を相当程度確保しており、的確に同業務を遂行することができる能力をいう。
- (2) 法第18条第3号に規定する「不公正になるおそれ」とは、指定機関において鉱害防止業務以外の業務等のため鉱害防止業務の遂行能力が低下することにより、鉱害防止業務の公正な遂行に支障が生じるという事態が起こる等のおそれをいう。したがって、審査に当たっては、鉱害防止業務以外の業務内容、業務量、同業務の実施に伴う費用に係る収入及び専従者数等について、その適否を検討するものとする。